

「第2次三重県手話施策推進計画」の策定について

令和3年3月24日

子ども・福祉部

1 計画策定の経緯

「第2次三重県手話施策推進計画」（以下「次期計画」という。）は、「三重県手話言語条例」に基づき、ろう者のコミュニケーション手段である手話を言語と認識し、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部として策定するものです。

平成29年に策定した「三重県手話施策推進計画」（以下「現計画」という。）は令和2年度末をもって終期を迎えることから、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする次期計画を策定します。

2 次期計画の概要

第1章 計画の策定にあたって

計画の位置付けや施策体系等の基本的事項を規定するとともに、現計画の取組成果と課題などについて記載しています。

計画の基本理念は「ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現」とし、各施策を推進します。

第2章 施策の展開（主な取組）

（1）ICT等を活用した意思疎通支援についての周知・検討

コロナ禍においても情報アクセシビリティの向上にも資するよう、遠隔手話相談、遠隔手話通訳サービスおよび今後導入が予定されている電話リレーサービスを含めたICT等を活用した意思疎通支援について、周知を図ります。

また、行政窓口等における遠隔手話通訳サービスの活用等について、市町や関係団体と連携・協力しながら検討します。

（2）災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定の締結促進および協定締結市町との連携

災害発生時に聴覚障がい者に対し手話等による支援等を行えるよう、三重県聴覚障害者支援センターと市町の間で、避難行動要支援者名簿の提供等に関する協定の締結を促進します。

また、聴覚障害者支援センターにおいて、災害時における聴覚障がい者支援に関する協定を締結した市町と連携し、実際に災害が発生した場合の対応について検討を進めます。

（3）手話通訳者の人材育成の推進

ろう者と聞こえる人との意思疎通を行う手話通訳者の育成を推進するため、

地域バランスも考慮しながら手話通訳者養成講座を開催します。

また、手話奉仕員養成講座を未実施の市町に実施に向けて働きかけるとともに、市町が実施する手話奉仕員養成講座の修了者について、知識および技術の向上を図り、手話通訳者養成への着実なステップアップが進むよう市町に働きかけます。

(4) イベント等を活用した手話の普及啓発

次代を担う子どもたちに手話に興味を持ってもらうため、関係団体や市町等と連携し、様々なイベント等を活用して、条例についての理解促進や手話の普及推進を図ります。また、新型コロナウイルス感染症対策への配慮やDXによる社会変革の動向も把握しながら取組を進めます。

第3章 計画の推進

福祉・教育・労働などの関係分野が協議、連携し、施策を総合的に推進するとともに、PDCAサイクルにより適切に進行管理を行います。

3 今後の予定

令和3年3月中に次期計画を策定し、県ホームページを通じて公表するとともに、市町および関係機関に周知します。